

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第13回）議事録

1 日 時 平成21年2月27日（金）17:00～19:10

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、伊東 晋、新美 育文、根岸 哲、大谷 和子、岡田 仁志、
木村 忠正、國領 二郎、菅谷 実、多賀谷 一照、長田 三紀、舟田 正之、山本 隆司

(2) 総務省

鈴木総務審議官、寺崎総務審議官、小笠原情報通信国際戦略局長、山川情報流通行政局長、
桜井総合通信基盤局長、戸塚政策統括官、田中官房総括審議官、河内官房総括審議官、
谷情報通信国際戦略局次長、阪本官房審議官、武内電気通信事業部長、吉田放送政策課長、
奥放送技術課長、武田衛星放送課長、平口地域放送課長、淵江事業政策課長、田原電気通信
技術システム課長、佐々木基幹通信課長、谷脇情報通信政策課長、秋本融合戦略企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第13回）」を開催させていただきます。

本日は、皆様ご多用のところ、ご出席くださいまして、まことにありがとうございます。

本日は、村井主査代理、清原委員、村上委員、安藤委員、中村委員、濱田委員、藤沢委員は、所用のため欠席とのご連絡を受けております。

本日は、まず、1月から新たに当委員会委員に就任されました新美育文明治大学法科大学院教授が本日初めてのご出席でございますので、簡単にごあいさつをちょうだいできればと存じます。

【新美委員】 明治大学の新美でございます。先回は時間の調整がつかずに欠席しましたことをおわび申し上げます。

私、ホームグラウンドは民法でございますが、その立場から情報通信の分野に関心を持ってまいりました。しかしながら、今回の検討テーマをいろいろとかじってみましたところ、そういった民法だとか行政法だとか公法・私法の垣根を越えた大変に広大な分野を検討するというので、いささかたじろいであるところでございますが、できるだけ議論には積極的に参加させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【長谷部主査】 どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速、議事の進行に入らせていただきます。本日は、伝送サービス規律等を議題とさ

させていただきます

まず、事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

議事次第、1枚ものの後、資料1といたしまして、前回のこの委員会の議事概要をお付けしております。資料2が、本日ご審議をお願いしたいと思っております事項、「検討アジェンダ」の抜粋でお示ししております。これが両面コピーで1枚ございます。資料3といたしまして、「伝送サービス規律の在り方について（総論）」という資料、こちらが4ページまでございます。資料4といたしまして、「外形的に伝送サービスと類型化できるものの取扱い」という資料、こちらが9ページまでございます。資料5といたしまして、「有線テレビジョン放送に関する規律の在り方」、こちらが19ページまでございます。資料6といたしまして、「通信・放送の法体系における技術基準について」、こちらが7ページまでございます。そして資料7といたしまして、「利用者保護規律の在り方」、こちらが6ページまでございます。参考資料1といたしまして「検討アジェンダ」、参考資料2といたしまして「中間論点整理」をお付けしております。また、「委員限り」の資料といたしまして、5ページまである資料、取扱注意あるいは嚴重注意と打ってある資料でございます。こちらを資料4または資料5の補足資料として説明に利用させていただきます。

お手元に配付している資料は以上でございます。過不足等ございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、まず資料の2と3につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 伝送サービス規律等について

ア 伝送サービス規律の在り方について（総論）

【秋本融合戦略企画官】 資料2は検討アジェンダからの抜粋でございます。3.の伝送サービス規律の(1)と(3)が、資料3そして資料4でご説明させていただく事項でございます。そして、3.の伝送サービス規律のうち、(2)有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直しと、4.のコンテンツ規律の再送信制度の在り方、こちらが資料5で説明させていただく事項でございます。

裏面をご覧くださいまして、7.の利用者利益の確保・向上のための規律のうち、(1)利用者利益の確保・向上のための規定の整備につきまして、資料7でご説明をさせていただきたいと考えております。そして、(3)技術基準につきましては資料6でご説明をさせていただきたいと考えております。

まず資料3でございます。「伝送サービス規律の在り方について（総論）」をご説明させていただきます。

1ページ、現行の伝送サービス規律の確認をさせていただきたいと思っております。現行の伝送サービス規律といたしましては電気通信事業法がございます。このうち、第2条に定義規定が

ございまして、電気通信、電気通信役務、電気通信事業は、この電気通信事業法で定義規定がございまして、

電気通信は、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることとさせていただきます。横に放送を書いてございますが、放送の定義は、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信でございますので、送る行為であるということで放送は電気通信に含まれますが、電気通信役務や電気通信事業には含まれないという整理がなされてきております。

電気通信役務の定義は、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することとさせていただきます。また、電気通信事業の定義は、電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業とさせていただきます。放送は自分の通信であるという整理がなされてきてございまして、この電気通信役務、電気通信事業には含まれないという整理がなされてきております。

その右側に書いてある事項のうち、受託放送役務、チャンネルリース、有線放送電話役務につきましては、電気通信事業の定義から除外されております。なぜ除外されているのかという点につきまして、2ページをご覧くださいと思います。外形的に伝送サービスと類型化できると考えられるわけでございますが、除外されているものといたしまして、受託放送役務、チャンネルリース、有線放送電話がございまして、

まず、受託放送役務に関する現行規律がどうなっているかと申しますと、委託放送事業者と受託放送事業者との関係は、単なる電気通信事業者とそのユーザーとの関係とは異なり、設備の提供者、すなわち受託放送事業者と、国の認定を受けた特定の委託放送事業者との関係であり、また、表現の自由について特に慎重な配慮が必要であること等から、一般の電気通信役務とは異なった規律が必要であるため、電気通信事業の定義から除外されております。この点につきまして、さらに詳細は資料4で触れさせていただきます。

チャンネルリースでございますが、有線テレビジョン放送施設について許可を受けた方が、施設の独占を通じて有線テレビジョン放送市場をゆがめるおそれがあるため、有線テレビジョン放送法により、他の有線放送の業務を行う方への施設の提供義務を課しまして、業務を規律しております。電気通信事業法におきまして、電気通信事業の定義から除外をしております。

有線放送電話は、有線ラジオの施設を使った電話のサービスでございます。電気通信事業の自由化以前に電電公社の一元的運営を阻害しない範囲で、主として農村漁村における広報連絡手段として法制上整理されたものでございまして、自由化後も同様に扱われております。

その他、施設と放送番組の編集の主体が一体化している放送の施設の部分、あるいは有線テレビジョン放送の施設の部分について、どのようにとらえていくべきかという点についてもご審議をいただければと考えております。

3ページにお進みいただきたいと思っております。新たな法体系におきまして、外形的に伝送サービスと類型化できるもの等について、どのように扱うべきかという点でございます。

まず放送関係につきましては、受託放送役務、チャンネルリース、電気通信役務利用放送のた

めの電気通信役務、この三者間で伝送サービス規律の適用が現行法体系では異なっておりますが、こうした点が引き続き合理的なのかどうかという点につきまして、詳細は資料4で触れさせていただきます。

それから放送の施設の部分について、全く伝送サービス規律を適用する必要がないのかどうかという点について、どう考えるべきか。

伝送サービス規律の対象とするか否かは、個別の規定ごとにその規定を適用することによって、どのような影響があるのか、そしてどのような法益が確保されるのかといった点を考慮して検討すべきではないかという点についても、ご検討、ご審議をお願いできればと考えております。

電話関係でございますが、有線放送電話につきましては考え方を2つお示ししてございます。有線放送電話サービスは、電気通信事業法の対象である電話サービスと変わりがないため、伝送サービス規律の対象とすべきではないか。他方で、有線放送電話サービスは、その実態、提供の規模から見て縮小傾向にあり、既存のサービスをあえて伝送サービス規律の対象とする必要はないのではないかという点についても、ご審議、ご検討をお願いできればと考えてございます。

4ページにお進みいただきたいと思っております。伝送サービス規律の在り方について総論的にこのページで整理をしてございます。外形的に伝送サービスと類型化できるもの等につきまして、伝送サービス規律の個別規定を整備・適用することによって、どのような法益が確保されるのかという点でございます。

この個別規定にどのようなものがあるかという点を、このページの青の点線枠囲いに2つに大別してお示ししてございます。必ずしも画然と分けられるものではございませんが、主として業務に着目した規律と、主として設備に着目した規律に二分できるのではないかと。業務に着目した規律といたしましては、基礎的電気通信役務、いわゆるユニバーサルサービスに関する規律。それから、指定電気通信設備を使った役務に対する規律。またプライスキップ規制の対象となる特定電気通信役務の規律。そして、役務の提供条件に関する説明義務、苦情処理義務、業務の停止等の報告といった規律がございまして。

主として設備に着目した規律といたしましては、接続、そして技術基準、他人の土地等の使用に関する、いわゆる公益事業特権に関する規律がございまして。こうした規律にそれぞれ着目いたしまして、外形的に伝送サービスと類型化できるもの等について、仮に適用した場合に、どのような法益が確保されるのかという点でございます。

最初の「●」に書いてございます。業務に着目した規律につきましては、電気通信事業法は、一部の役務を除きまして、原則として契約約款規制を撤廃しております。むしろ受託放送やチャンネルリースには特別の規律がございまして、これらを引き続き維持していくのか、確保される法益として何が想定されるのかという点について、ご検討をお願いしたいと思っております。

それから設備に着目した規律といたしましては、まず接続がございまして。この接続の適用は電気通信事業者に限られております。ネットワーク、設備、伝送路の連携あるいは融合が進む中で、こうした規律のままでいいのかどうかという点について、ご検討をいただければと考えております。

それから技術基準についての規律もございます。技術基準のうちの一部につきましては、資料6でまた触れさせていただきます。

それから他人の土地の使用等に関する、いわゆる公益事業特権に関する規律がございます。これも現状では電気通信事業者に限られておりますが、場合によりましては、放送事業者の方も他人の土地等を使用しやすくすることによりまして、ネットワークの設置を容易にするといったことが考えられるのか、いや、そうしたニーズはないのかという点でございます。

いずれにいたしましても、末尾に書いてございますが、個々の規律の適用の必要性は、個々の規律ごとに検討して、確保すべき法益がどの程度あるのかということによって検討を進める必要があるのではないかということでございます。

資料2及び資料3については以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、委員の皆様からご意見あるいはご質問等ございましたら、お願いをしたいと存じますが、いかがでございましょう。

何分、総論的な論点の提示ということでございますので、もう少し具体的な話に入っていくほうが委員の皆様、議論がしやすいところがあるかと思っておりますので、それでは引き続きまして、資料4について、事務局から説明をお願いしますでしょうか。

イ 外形的に伝送サービスと類型化できるものの取扱い

【秋本融合戦略企画官】 それでは資料4「外形的に伝送サービスと類型化できるものの取扱い」について、ご説明をさせていただきます。

1ページをご覧くださいと思います。表形式で、受委託放送制度・チャンネルリース制度・電気通信役務利用放送制度の比較をさせていただいております。いずれも電気通信設備を放送事業者という他人の用に供しているサービスでございます。が、伝送サービス規律の適用関係が異なっているところがございます。異なっている部分につきまして、黄色の網かけでお示しをさせていただきます。

設備の提供主体から放送普及基本計画に至るまで、この縦軸に沿いまして、この3つがどのように違うかという点をご説明させていただきます。

まず設備の提供主体でございますが、受委託放送制度につきましては受託放送事業者でございます。現状、2者おられます。チャンネルリース制度の場合は、設備の提供主体は有線テレビジョン放送施設について許可を受けておられる方、1,029者おられます。電気通信役務利用放送制度の場合、設備の提供主体は電気通信事業を営む方でございます。参入時に登録・届出をいただいている事業者だけで1万4,000を超えております。

設備の提供の相手方でございますが、受委託放送制度の場合は、認定を受けた委託放送事業者とNHKでございます。チャンネルリース制度の場合は、有線放送業務を行おうとする方が相手方でございます。有線放送業務を行おうとする方の参入規律は届出のみでございます。現状、有線法(有線テレビジョン放送法)の適用を受ける有線テレビジョン放送事業者は1万8,000

以上おられます。役務利用放送制度の場合、設備提供の相手方は役務利用放送事業者、登録を受けて参入可能でございますが、現在73者おられます。

提供主体に対する外資規制でございますが、受託放送事業者に対しましては3分の1の外資規制がございますが、有線テレビジョン放送施設者、電気通信事業者には外資規制はございません。

それから事業者間の役務の提供義務でございます。すなわち設備の提供主体と提供の相手方についての規律でございます。受委託放送制度の場合は、認定を受けた委託放送事業者とNHKからの申込みを拒んではならない、またこれら以外の者からの申込みを承諾してはならないという規律が法律で課せられております。チャンネルリースの場合は、申込みがあれば原則承諾しなければならないという規律がございます。役務利用放送制度の場合は、こうした法制上の規律はございません。事業者間の交渉に委ねられております。

また、設備の提供主体から放送事業者への役務の提供条件、すなわち約款を定める必要があるかどうかという点についてでございますが、受委託放送制度の場合は、設備の提供主体から放送事業者への役務の提供条件を定めて、総務大臣に届け出ろという規律がございます。そして届け出た提供条件以外での提供を禁止しております。チャンネルリースの場合は、役務の提供条件を策定する義務がございます。役務利用放送制度の場合は、こうした法制上の規律はございません。

また、提供条件の変更命令があり得べしという規律が受委託放送制度とチャンネルリース制度にはございます。一方、役務利用放送制度の場合は、電気通信事業者に対しましては電気通信事業法に照らして、業務改善命令の必要があれば業務改善命令をするということになっております。

接続に対する規律は、役務利用放送制度にのっとって放送事業者の方に役務を提供される電気通信事業者には適用がございます。

技術基準についてでございますが、まず伝送サービスに係る技術基準は、電気通信事業者にのみかかってございます。

それから放送の標準方式につきましては、受託放送事業者と有線テレビジョン放送施設者にかかってございます。役務利用放送制度の場合は、放送事業者側にこうした標準方式を維持する義務が課せられてございます。

それから電気通信設備の管理監督の手法として、管理規程の届出義務あるいは主任技術者の選任義務という規律が、電気通信事業者のうち回線設備を設置する方にはございますが、受託放送事業者、有線テレビジョン放送施設者にはこうした規律はございません。

土地等の使用についての規律につきましては、電気通信事業者には公益事業特権の規律がございますが、チャンネルリース制度におきます有線テレビジョン放送施設者につきましては、道路局長の通達で一部優遇措置がございます。受託放送事業者にはこうした優遇措置はございません。

そして、大きな点でございますが、放送普及基本計画の適用対象に受委託放送制度はなっておりますが、チャンネルリース、役務利用放送制度はこの対象になってございません。こうした違いがございます。

こうした差異がございますが、新たな法体系においてこうした差異が引き続き合理的なのか、合理的でなくなっている場合にはどう整理していくべきかという点について、ご検討をお願い

いしたいと思っております。

まず受委託放送制度について、さらにページを2枚割いてございます。3ページにお進みいただきたいと思っております。現行の受委託放送制度をまず3ページでご紹介してございます。

1の(1)でございますが、現行の法体系には、伝送設備とコンテンツを異なる方が担う制度として、受委託放送制度と役務利用放送制度の2つが存在しております。受委託放送制度の場合は、放送用の周波数を割り当て、放送普及基本計画の対象とし、国が放送の区分、地域、チャンネルの数の目標を決めて、認定を受けた委託放送事業者のみが受託放送役務の提供を受けることができるとするなど、計画的に確保しようとする放送に係る制度でございます。

役務利用放送制度の場合は、電気通信業務用の周波数あるいは有線のネットワークを利用いたしまして提供される放送に関する制度でございます。放送普及基本計画の対象とはなっておりません。事業者間の交渉に委ねております。必ずしも計画的には確保する必要のない放送に係る制度でございます。

この受委託放送制度に関する現行の規律につきましては、受託放送事業者に対しまして、電気通信事業法にはない規律が課せられております。それが①～③でございます。すなわち受託放送事業者のみに対して役務を提供する義務があり、役務の提供条件を定めて、総務大臣に届け出る義務がございます。電気通信事業法の場合は、役務契約約款規制は原則撤廃をしてございますので、こうした義務はございません。

それから、役務の提供条件が不当な差別的取扱いをするものである場合等の変更命令の規定がございます。電気通信事業法の場合、役務利用放送制度の場合、一般的な電気通信事業法による業務改善命令の規定があるという違いがございます。

受託放送役務は、委託放送事業者という他人のために設備をその用に供しているということで、外形的には電気通信役務に該当いたしますけれども、放送関連の役務として委託放送役務とあわせて放送法の規律を受けることが適当ということで、電気通信事業から除かれているところでございます。

4ページにお進みいただきたいと思っております。このような現行の受委託放送制度のように、一般の伝送サービス規律を超える規律の必要性があるのか、ないのかという点でございます。現行の受委託放送制度のような一般の伝送サービス規律を超えて課されている規律は、次の理由から、新たな法体系のもとでも引き続き維持する必要があるのではないかという点について、ご審議、ご検討をいただければと思っております。

まず、委託放送事業者、認定を受けた特定の放送事業者のみに対して役務を提供する義務につきまして、仮にこれを廃止いたしますと、受託放送事業者の意に沿わない放送の委託の申込みは拒否されるおそれがある。また、個々の放送番組の送信の拒否を行うことも考えられる。結果、認定を受けた委託放送事業者の放送番組の編集の自由が侵されるおそれがあるという点がまずございます。

それから、受託放送事業者が伝送するコンテンツを選択できることになりまして、認定を受けた委託放送の確保を図ることができないおそれがあるのではないかという懸念がございます。

②といたしまして、役務の提供条件の総務大臣への届出と、場合によっては変更命令にかからしめる、こうした規定を廃止いたしますと、受託放送事業者の役務の料金が、特定の委託放送事業者に対しまして不当な差別的取扱いをするものとなるおそれがあるのではないかと。また、契約の締結・解除、役務の提供の停止、責任に関する事項が適正かつ明確に定められないおそれがあるのではないかと。また、受託放送事業者が委託放送事業者、番組編集事業者側に不当な義務を課すおそれがあるのではないかと。懸念があるために、引き続きこうした受委託放送制度に準じた制度は、新たな法体系のもとでも一定の放送と一定の伝送サービスについては必要なのではないかということでございます。

仮にこうした付加的な規律を維持する場合、コンテンツ規律として位置付けるべきなのか、伝送サービス規律として位置付けるべきか、あるいは伝送設備規律に位置付けるべきかという点について、ご審議、ご検討をお願いできればと考えてございます。

お進みいただきまして、チャンネルリースについて、6ページをご覧いただきたいと思います。繰り返しを恐れず申し上げますと、チャンネルリースの制度は、有線テレビジョン放送施設者すなわち施設の設置について許可を受けた方、1,029者おられます。この方々は有線放送の業務を行おうとする方々、届出のみで参入可能な方々、現在1万8,000者おられます。こうした方々から施設の使用の申込みを受けたときは、総務省令で定める場合を除き、これを承諾しなければならないという規定が有線テレビジョン放送法第9条にございます。こうした特殊な規律がありますこと等から、電気通信事業の定義からは除かれてございます。

そして、有線テレビジョン放送法第10条におきまして、施設の使用料その他の使用条件につきまして契約約款を定めることが求められているところでございます。有線の役務利用放送の場合、通信事業者から放送事業者への役務提供条件は全く事業者間交渉に委ねられておりますので、約款化する義務はございません。

現状がどうかということでございますが、この制度の対象になる有線テレビジョン放送施設者1,029者おられますが、実際に施設を提供している方は59者でございます。チャンネルリースの契約件数は97件でございます。これを多いととらえるか、少ないととらえるかという点でございます。

どういう契約があるのかという点につきまして、恐縮でございます、委員限りでお手元に配付させていただいている資料の4ページと5ページに、このチャンネルリースについて現在ある契約97件をすべてお示ししてございます。

①の欄にお示ししてございますのが、施設提供義務が課されている有線テレビジョン放送施設者、施設の設置について許可を受けておられる方々でございます。②の欄にお示ししておりますのが、施設の提供の申し込みをして、その提供を受けている有線テレビジョン放送事業者でございます。

民間の有線テレビジョン放送事業者の方が施設を提供され、自治体にお使いいただいている場合もございますし、その逆に、自治体が施設者となって民間のCATV、有線テレビジョン放送事業者が施設を提供されているという2つのケースがあることがおわかりいただければと思います。

ます。

恐縮でございます、資料4の6ページにお戻りいただきまして、論点でございますが、チャンネルリースは、外形的には電気通信役務の提供と同様のものがございますので、有線の役務利用放送と同様に、その契約関係は事業者間の交渉に委ねまして、仮に問題があれば、事後的な改善命令等の措置によっても受信者利益を確保できるとは考えられないかという点を論点としてお示ししてございます。

他方、現行のチャンネルリース制度は、有テレ事業者のみを対象として施設を提供する義務、有テレ事業者間の関係を規律しているわけでございますので、一般の利用者を対象とする設備の提供、すなわち一般の電気通信事業と区別することなく整理してよいものかどうかという点を2番目の論点としてお示ししてございます。

先ほど97件の契約をざっと表で細かい字でお示ししてございますけれども、地方自治体が地域行政チャンネルに用いるために、有線テレビジョン放送施設者から施設の提供を受ける場合が多いわけでございますが、仮に本制度を廃止した場合、特に有線テレビジョン放送法10条の約款規制を廃止した場合に、使用料の上昇等の懸念がないかどうかという点をご審議、ご検討いただければと考えてございます。

8ページにお進みいただきたいと思っております。有線放送電話に関する法律の概要をお示ししてございます。昭和32年8月から施行された法律でございます。当時は電電公社による独占で通信サービスを提供していただくという制度的な建前がございましたが、有線ラジオ放送用の設備を用いて他人の通信を媒介し、他人の通信の用に供する、こういう業務につきまして、総務大臣の許可にかからしめ、許可を受けた業務区域、これを一の市町村及びその隣接市町村内において、その役務の提供を認める法制度でございます。

左下の枠囲いをご覧いただきたいと思っておりますが、業務を行う場合に総務大臣の許可にかからしめている、これは電気通信事業法で申しますと、登録又は届出というふうに規制緩和が進んでおりますので、こちらのほうが規制が強く、有線放送電話法のほうが規制が強いまま残っているところでございます。

それから、相互接続に関する許可制、事業者の回線設備との接続に関する事前届出制、約款の届出義務等も、電気通信事業法では既に緩和ないし撤廃がなされている規律でございます。こうした法制度を今後どうしていくかという点でございますが、9ページにお進みいただきたいと思っております。

有線放送電話について、電気通信事業法の適用対象としつつも、既存の有線放送電話業者の業務運営への影響を回避する必要があるのではないかと。ご覧いただきましたとおり、一の市町村又はその隣接市町村に限られるということで、閉域網でございます。また、有線放送電話を提供しておられる業者のほとんどが零細事業者ないし自治体という点も勘案すべきではないかということでございます。

職員数も少のうございますし、新たな設備投資も困難と伺っておりますので、事務が煩雑になったり、経営を圧迫するような過度な費用負担が生じないような制度設計をすべきではないかと。

具体的には、電気通信事業法と比べまして、電話のサービス、電話はユニバーサルサービスと整理されてございますので、ユニバーサルサービスを提供される事業者の方につきましては会計の整理義務といった義務が課されております。また、技術基準も事業法の技術基準の規定を仮にそのまま適用するとなりますと、負担の重い面があるかもしれないということでございまして、一定の経過措置、特例措置等を検討すべきではないかという点について、ご審議、ご検討をいただければと考えているものでございます。

資料4につきましては以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。ただいまの事務局の説明を踏まえまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ちょうだいできればと存じます。いかがでございましょうか。

舟田委員、お願いします。

【舟田専門委員】 資料4の3ページがまず受委託放送制度ということですが、1の(1)には「伝送設備とコンテンツを異なる者が担う制度」と書いてある。現行の受委託制度、最初はCS放送をつくるときに生まれたわけですけれども、あの時はもちろん委託放送事業者と、受託であるJ S A Tとか衛星事業者は違うものを想定していたわけですが、ここから半分は質問なのですが、去年かおととしか、衛星放送事業者が委託放送事業者でもあるというふうになったんですね。つまり、異なる者を前提としてつくったわけですが、実は両者兼業している。一の者が兼業していることは、現行の制度、条文を見てもわからないのですけれども、それは可能になっているのでしょうかという質問です。

それは、今は衛星のことを考えましたけれども、例えば地上放送事業者について、仮にこの制度を使えるかなとも思ったのですけれども、しかし、現行の地上放送事業者は設備も持ち、コンテンツもつくり用いている。自分が自分に委託することはあり得ないですから、上と下を兼業しているわけですね。そういうことはもともとは想定してつくられていなかったわけですが、そういうことが可能かなという、ちょっと思いつきの質問です。

【長谷部主査】 これは衛星放送課長、お願いできますか。

【武田衛星放送課長】 舟田先生のお尋ねでございしますが、現在事実として受託放送事業者と委託放送事業者が同一の法人格であるということとはございません。制度上もそれはあり得ないことになっておりまして、もしかするとスカパーJ S A T、受託放送事業者は事業会社としてのスカパーJ S A T株式会社でございすけれども、委託放送事業者は、同じ持ち株会社傘下のまた別の法人格の会社になっておりますので、そこには同一性はないということです。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。

【舟田専門委員】 確認ですけれども、いずれにしろ受託・委託放送制度の場合には、異なる者がそれぞれを担うことが前提になっている制度だと、そういう理解でよろしいですか。

【武田衛星放送課長】 そうでございます。

【秋本融合戦略企画官】 3ページは現行の制度をご紹介させていただいておりまして、受委託放送制度と電気通信役務利用放送制度がございすので、この2つをご紹介させていただいております。受託と委託という制度の立て方になっておりますので、異なる法人格を有する方がそ

れぞれを担うということが文言からも予定されている制度かと思っております。

4 ページは、タイトルを「受委託放送制度に準じた制度」としてございます。すなわち、人格一致で両方の制度に申請することもあり得る、そうした選択の可能性も考えておかなければならないと考えまして、こうした準じた制度というタイトルをつけてございます。

仮に人格の異なる者が提供する、それぞれを担うことも考えられますので、その際に、この受託と委託、特に受託放送事業者に対する規律は必要ではないかと考えている、これに準じた制度が必要ではないかと考えているところでございます。

【根岸臨時委員】 わからないので質問ですが、今のような、現在は同じ人格を持っている者が2つのことをやっていないということですよ。しかし、それはこういう制度で絶対的なものかという、必ずしも絶対的なものでないようにも見えます。それは規律の仕方によって、ここで考えているような利益というか、そういうものを確保するための規律を設ければ、それはあるいは可能かもしれないと抽象的には思うのですが、ここではそういうことも考えるわけですよ。

【秋本融合戦略企画官】 そうです。

【根岸臨時委員】 それは一致するというか、同じものが受委託両方するということが絶対的にあり得ないとは思えないのですが。それはいろいろな理由があって、例えばそういうふうにとんどん分離しちゃうと、1個で経営も成り立たないとか、そういうこともあるかもしれないし、その方がよい内容の放送ができるという、そういう可能性もあるようにも見えるのですが、舟田先生はどういうあれなのか、ちょっとお聞きしたい。

【舟田専門委員】 衛星放送について言えば、もともとイギリスのスカイにしても、アメリカのディレクTVにしても、ハードもソフトもやっているんですね。ハード・ソフト一致でやっている。日本はこういうふうにはハード・ソフト分離を強制している。それがいいかという議論はもちろん前からあって、まさに検討しているところであるわけです。

しかし、一致であれば、受委託放送制度に準じた制度で自分が持っているものですから、自分に対して放送の自由が侵害されることはあり得ないわけですよ。両方同時に持って、設備も持ち、コンテンツもやるということであれば、つまり、兼業、ハード・ソフト一致の事業者に対しては、こういう規律は、自分で自分の放送の自由を制限することはあり得ないわけですから、①の理由はなくなるわけですよ、自分が持っていれば。

【根岸臨時委員】 それは何か持ち株会社というか、法人格を異にすれば可能ということですか。実質的にそれで異なるかという問題があるように思いますけど。同じところがやっても、それはそのまま何も規律なしにやるともちろん様々な弊害が生ずるが、一定の規律を加えることによって可能という、そういうことは考えられませんか。

いや、例えば電気通信事業でも利用部門と設備部門とありますよね。両方やっていますよね。

【舟田専門委員】 NTTの話ですか。

【根岸臨時委員】 そうそう。そういうような、同じものがあっちにもこっちにでも出ているということで、それは競争者というか、相手方に対して、合理的というか、あるいは公正な扱いができるかという問題ですよ。そう思います。

【舟田専門委員】 おそらくこういうふう考えた趣旨は、現行でも地上放送事業者、ハード・ソフト一致と言っていますけれども、実際そうかというところ、そうではなくて、民法上の委託契約を結んでいるわけですね。コンテンツについても、民法上の委託契約で番組プロダクションに委託していますし、ハード部門についても電気通信事業者に対して委託している部分があるかと思うんです。しかし、それは放送法上は一致だと言っているわけですね、民法上、契約上は別にして。その契約上、伝送サービスを一部他社に委ねることを契約に委ねていいかというところ、足りない、不十分である。おそらくそういうことで書いているのではないかなと推察します。

つまり、9割9分は一致であれば、それは自分でやることですからいいんです。しかし、経営的に見て、一部これはNTTさんに頼もうとか、そういうことがあるかもしれない。そのときに契約の自由だけでいいかどうかということで、ここはどうも自由に任せておくと、放送の自由があるかなと、そういう懸念だと思いますけれども、それが本当かどうかはもちろんここで議論すべきことではないでしょうか。

【長谷部主査】 舟田先生おっしゃったとおり、これは背景となっている前提があるので、非常に乱暴に単純化して言うと、電気通信事業者と役務利用放送サービスとに全部統一化して、それでみんな市場に任せていいのかと。そうはいかないところもあるのではないかと。ありますし、根岸先生の問題提起からすると、両者一致しているところが仮にある、実質・形式問わずとしても、必ず一対一になるとは限りませんので、根岸先生がおっしゃったとおり、そこはやはり何らかの規律は必要になってくるのかもしれない、そういったいろいろな問題があるかなと思います。

【菅谷専門委員】 今回の議論で、例えば準じた制度ということで、同一の者が委託・受託を行う場合でも、受託・委託で、例えば空き時間が生じたときに、別の第三の委託放送事業者が出てきて、それがまた受託と契約を結ぶみたいなものを想定された考え方かなとも思ったのですが。

【長谷部主査】 必ずそうかどうか分かりませんが、いかがですか。

【菅谷専門委員】 それも許容の範囲ですか。

【秋本融合戦略企画官】 それこそ業界のビジネスモデルいかにもなってくるかと思いますが、この設備を張っておられる方の交渉上の立場が強いという点が認められますれば、複数の放送番組編集事業者が設備を用いて供する、その点について特殊な上乗せ規律が要るのではないかと考えられますので、その点も合わせてご審議、ご検討をいただければと思っております。

【多賀谷専門委員】 別の点で。資料3の2ページで、施設と放送番組の編集の主体が一体化している放送、若しくは有線テレビジョン放送の施設の部分をどう加えるかという話について。受委託制度の場合においては、施設提供者とコンテンツサプライヤーが区別されているのは、そこが明瞭なわけですが、一般の放送事業者の場合には、自分のコンテンツを自らの設備を使って送っているという、その限りではある意味において自営伝送サービスとも言うものだろうと思います。

ただ、有線テレビジョン放送の場合だと、地上波の番組を再送信している場合においては、その限りで伝送サービスを主として行っている。有線テレビ事業者の場合には、そういう形で伝送サー

ビスのみを行っている場合と、自主放送を行っている、したがって放送事業者と同じように自営伝送サービスを行っている場合と、両方あると思います。

ただ、そういうふうと考えてみますと、地上波の場合にも、それぞれの地上波が番組を全部自分でつくっているかということ、必ずしもそうではありませんで、独立プロダクション等外部につくっていただいて、それを加工して、あるいはそのまま出すという場合もあり得る。その関係をどう考えるかということですが、現在はプロダクションとの関係は民間の関係で、その適正さの問題は下請法等で規律する形になっているわけです。したがって、そこにもしこの伝送サービスについて何らかの規律を入れるということは、民間の私法的な関係となっているところについて何らかの公法的な規律を入れるかどうかということを検討するという、そういう話になると思います。それが第1の点。

もう一つ、別な話を申し上げます。先ほど来お話しいただいている受委託放送についての特別取扱いですが、一方において受委託放送と、他方においてチャンネルリースなり役務利用放送とかなり形態が違って、その両方は伝送サービスとしてもやはり別扱いにしたほうがいいだろうと。それは一般の電気通信事業でも基礎的電気通信役務とそれ以外と大分違いますので、それと同じようにやはり違う形になる。

ただ、一般の電気通信事業の場合には、基礎的電気通信役務についての特別な規定は料金とか不当な差別的取扱い等に限られていますが、受委託放送の場合にはもう少し、放送普及基本計画との絡みがありますので、プラスアルファ的な特例取扱いが必要だろうと思います。

他方、チャンネルリースなり役務利用放送については、それをより活発に利用できる仕組みをもう少し考えたほうがいいのではないかと。市場化するといっても、今では結局、チャンネルリースを役務利用放送と同じように相対にするからといって、必ずしもそこに市場ができるとは限らないと思いますので、そのところをもう少し工夫したほうがいいのではないかと思います。以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。

大谷委員、お願いします。

【大谷専門委員】 質問でございまして、チャンネルリースのところ実際に契約件数が97件ということだったわけなのですが、その97件について、もし相対の契約で事業者間の交渉に委ねていった場合に、代替的な例えば電気通信事業者のようなものが選択できるものなのか。

つまり、有テレ法9条の趣旨が、地域的独占の傾向に配慮したものだということですので、そもそも代替性のある事業者が選択できる世界なのかどうかということと、実際に97件の契約の視聴者数とか市場規模のようなものを教えていただきたいと思っております。

それで、その趣旨とも絡んでなのですが、有テレ法9条では、使用の申込みを受けたときの承諾義務となっております、では実際にそれが使用契約が継続しているときに、契約を終わらせるような行為、契約の終了といった行為については、実際にどういう規制を現在置いているのかということと、事業者間の交渉に委ねるとなると、それが終わることを想定しなければならないのではないかと思います。それで先ほどの代替性ということについて教えていただき

たいと思います。

【長谷部主査】 これは制度的な問題と、實際上・事実上どうなのかというところと両方含んだご質問かと思いますが、いかがでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 先ほど、まず代替の可能性でございますが、97件につきまして、実際にその地域において、これまでやっていた放送と同じ方式で放送が提供できるかどうかは、個別に確認をしてみないとわからないところがあるかと思っております。

他方、光ファイバなどブロードバンドを活用して、放送をしたいといったときの選択肢は、有線テレビジョン放送法施行当時の昭和48年に比べますと、圧倒的にブロードバンド環境は整ってきているので、その代替がどこまでできるのかという点は、個別の事情にもよるかと思えます。

この97件あるチャンネルリースの市場規模につきましては、手元に数字がございません。終了時にどのような規律があるかという点についてでございますけれども、その点につきましては、法律では特段の定めはございません。

【長谷部主査】 まだいろいろご意見、ご質問あるかとは思いますが、本日はいろいろテーマがあるところもございまして、この問題は一応以上でおしまいにして、次に資料の5につきまして、引き続き事務局から説明をお願いできればと思います。

ウ 有線テレビジョン放送に関する規律の在り方

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料5につきましてご説明をさせていただきます。

まず、有線テレビジョン放送の現行の制度概要をご説明させていただきます。2ページをお開きいただきたいと存じます。

有線テレビジョン放送は、有線テレビジョン放送法と有線電気通信法によって規律がなされております。2ページの上の枠囲いに書いてございますが、3パターンございます。

引込端子501以上の施設を設置して有線テレビジョン放送業務を行おうとする方につきましては、施設について有線テレビジョン放送法の第3条に基づく許可を受けていただくことが必要になります。放送業務の開始自体は届出で済むわけでございます。

引込端子500以下の施設を設置して有線テレビジョン放送業務を行おうとする方は、設備につきまして設備分野領域の基本法でございます有線電気通信法の第3条に基づいて届出をしていただく必要がございます。放送の業務について届出をしていただくことも必要になります。

引込端子50以下の設備で再送信の業務のみを行う方につきましては、有線テレビジョン放送法は適用除外になってございまして、有線電気通信法に基づく設備の届出のみで足りることになります。

下の表にそれぞれの事業者数をお示ししてございます。自主放送と再送信両方を行う方、再送信業務のみを行う方に大きく2つ分けてございます。そして、黄色の網かけをかけているところが施設について許可を要する事業者でございまして、これが合計で1,029者おられます。この施設について許可を受けた方が、法律上、有線テレビジョン放送施設者と定義されてございまして、この施設者に対してのみ技術基準やチャンネルリース、そして義務再送信に関する規定の適

用がございます。

自主放送及び再送信業務を行う方は合計で620者おられます。一方、再送信業務のみを行う方は4万を超えてございまして、有線テレビジョン放送は再送信メディアとしての性格が非常に強いということがおわかりいただけるかと思えます。

3ページにお進みいただきまして、有線テレビジョン放送法のこれまでの主な改正経緯をお示ししてございます。昭和48年1月1日に施行されまして、今年の1月1日で36年を経過しております。

主な改正を3つ示してございますが、(参考)の欄に、施行以来36年間で規定の整備も含めて16回改正していることを示してございます。ちなみに、放送法は施行以来58年間で49回改正、事業法は施行以来23年間で、技術的な改正も含めまして25回改正ということで、この2法は頻繁に規制改革を行っておりますが、この2法に比べますと規制改革の頻度は頻繁ではなかったのが有線テレビジョン放送法でございます。

4ページにお進みいただきたいと思えます。有線テレビジョン放送と有線の役務利用放送に係る規律を比較してございます。有線テレビジョン放送をさらに、許可を要する一定規模以上の施設を張る方と、それ以下の設備を設置される方に分けてございます。参入の規律が違ってまいりまして、引込端子501以上ですと施設設置について許可を要し、500以下ですと届出で済む。有線の役務利用放送事業者は、参入は登録でございます。

審査事項でございますが、有線テレビジョン放送法の許可におきまして、欠格事由や施設計画の合理性等を見ていく、また地域の自然的社会的文化的事情に照らして必要かつ適切かということも審査することとなっております。これに対しまして役務利用放送の場合は、登録におきまして欠格事由、経理的基礎、技術的能力、そして放送事業者が電気通信者の設備もあわせて、その権限に基づいて放送設備を利用することができるかどうかという点を見ることとなっております。また、集中排除原則の規律も役務利用放送にはかかってございます。

それから放送番組の保存について、有線テレビジョン放送事業者にはこうした義務付けがございませんが、役務利用放送事業者にはある。他方で、義務再送信や施設の提供義務、いわゆるチャンネルリースについては、有線テレビジョン放送施設者にはこうした義務づけがございます。

なお、(注4)をご覧いただきたいと思えますが、役務利用放送法の22条によりまして、役務利用放送法の適用除外規定がございます。これを子細に読んでまいりますと、逆に適用除外からむしろ適用されるケースが推し量れるわけございまして、引込端子数500超かつ5km超の線路について、電気通信事業者が提供する役務を利用した放送を行う場合、こうした方は電気通信役務利用放送事業者となると整理がされてございます。

ここで、委員限りでお配りしております資料を再度ご覧いただきたいと存じます。2ページをご覧いただきたいと思えます。2ページに有線の役務利用放送事業者のリストをお示ししてございます。現時点で20の事業者がおられます。

ピンクの網かけをかけている事業者の方々は、元々有線テレビジョン放送事業者でございました。ですが、引込端子500超かつ5km超の線路について、電気通信事業者が提供する役務を

利用したことによりまして、役務利用放送事業者として登録し直しているという事業者の方々でございます。逆に言いますと、白抜きの事業者の方々が、役務利用放送事業者としてまさに新規参入された事業者の方々でございます。

恐縮でございますが、お戻りいただきまして、資料5の6ページ、有線テレビジョン放送施設に係る許可制について概要と論点をご説明させていただきます。

有線テレビジョン放送施設のうち、引込端子501以上の施設を設置される方は総務大臣の許可を受けなければならないとされてございます。この許可の際に、概要の2つ目の「○」でございしますが、審査事項、審査基準といたしまして、有線テレビジョン放送施設者の施設区域が一の行政区域又は複数の行政区域を単位し、原則として当該行政区域の全域において設定されていなければならないこととされておりまして、これによってクリームスキミングを防止するという建前になってございます。

それから施設について許可を要するという事で、そのこととの並びでございしますが、施設を譲渡する場合、あるいは施設者たる法人の合併又は分割の場合、総務大臣の認可にかからしめております。

概要の4つ目の「○」でございしますが、国又は地方公共団体は、施設の設置が円滑に行われるために必要な措置が講じられるよう配慮することとされておりまして、こうした法律の規定がございします。

そして有線テレビジョン放送事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における役務の提供を拒んではならないという規律も課せられてございます。

論点でございしますが、電気通信役務を利用して有線テレビジョン放送を行うことが可能となっている、すなわち有線の役務利用放送が可能となっている現状におきましても、有線テレビジョン放送施設は地域的独占の傾向に陥りやすいと言えるかどうかという点について、ご審議、ご検討をお願いしたいと思っております。

また、許可制によって担保されているクリームスキミングの防止や一定の技術レベルの確保につきまして、技術基準を許可制で見ることになってございしますので、こうした技術レベルの確保について何らかの措置をとりつつ、施設者の負担の軽減、柔軟な事業運営の促進の観点から、規律の在り方、緩和を検討することはできないか。仮に許可制を廃止すると、不採算地域からの撤退が生じ、難視聴解消等に悪影響を及ぼさないかという点についてご検討いただければと思っております。

また、施設の譲渡の認可制、円滑な設置についての国、地方公共団体の配慮規定は引き続き維持することが適切かという点についてもご審議をいただければと思っております。

参考までに次のページをご覧いただきたいと思っております。7ページに参照条文を挙げてございまして、法律の参照条文の後、審査基準、これは総務省の訓令でございします。この審査基準の第4条の第1項におきまして、原則として、行政区域の全域において施設区域を設定されているものであること、という審査事項がございしますが、これは原則でございまして、こうした行政区域の全域を施設区域とすることができない事情が認められる場合には、少なくとも人口集中地区の大

半が施設区域に含まれていること、あるいは（３）でございますが、将来計画が明らかにされていること等が要件とされております。

なお、地方公共団体の方が施設を自ら設置しておられるケースを先ほど委員限りの資料でご覧いただきましたが、施設を設置される方が地方公共団体の場合でございますは、ほかに施設を設置しようとする方がその地域においていらっしゃることも、そして当該地域の住民から強い要望がある等の事情がある場合に、こうした地方公共団体による施設設置を認めてございまして、あくまで民主導、そうしたことが期待できない場合に地方公共団体の方が手を挙げて、許可を受けておられる場合があるということでございます。

ここまで説明させていただいた上で、もう一度、委員限りでお配りしております資料の１ページをご覧いただきたいと存じます。これは引込端子５０１以上ですと許可を要するわけでございますが、比較的小規模な有線テレビジョン放送施設者であって許可を受けておられる方、引込端子１，０００未満の施設設置事業者のリストをお示ししてございます。

赤い網をかけているところは、世帯数に比べて引込端子数が少のうございます。世帯は実際に住んでおられる方でカウントいたしますので、クリームスキミング防止を言う場合は、通常は引込端子数のほうが世帯数より多いわけでございますが、必ずしもこれが満たされていないケースがあることをお示ししてございます。クリームスキミング防止という点をどの程度重視すべきなのかという点もあわせてご審議、ご検討をお願いできればと思っております。

恐縮でございます、資料５の８ページにお進みいただきまして、許可制の緩和を仮に検討することといたしますと、あわせてほかの制度への影響も検討しておかなければならないということでございます。公益事業特権についてでございます。

公益事業特権のうち最もよく使われるのは、道路法に基づく道路占用の許可でございます。電気通信事業者につきましては、電気通信事業法で他人の土地の使用に係る認定を受けますと、道路法でもそうした認定を受けた認定電気通信事業者に対しましては、道路管理者は義務許可、許可しなければならないと規定されておまして、公益事業特権が広く認められております。

有線テレビジョン放送施設につきましては、道路局長通達によりまして一般の方よりも優遇措置が認められているところでございます。こうした点もあわせて、不利益にならないようにという点もあわせて考えていかなければならないということでございます。

資料５の１０ページは、チャンネルリース制度について資料４の再掲でございますので、スキップをさせていただきます。

恐縮でございますが、資料５の１２ページにお進みいただきたいと思っております。再送信に関する制度の一覧をお示ししてございまして、網のかかっている部分について、有線テレビジョン放送法にのみ規定がございまして、義務再送信と再送信の裁定の申請が、有線テレビジョン放送事業者のみできるということとなっております。こうした点が引き続き合理的なのかどうかという点について、ご検討いただければと思っております。

まず１３ページにお進みいただきまして、義務再送信制度についてでございます。制度の概要でございますが、対象は、放送施設について許可を受けておられる有線テレビジョン放送事業者

でございます。この方々に対しましては、総務大臣が指定した受信障害区域におきまして当該区域の属する都道府県のテレビジョン放送等を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで、同時にこれを再送信するという義務を課す制度がございます。

この場合、通常の再送信とは異なりまして、放送事業者等の同意は不要とされてございます。通常の再送信とは異なって、役務の料金その他の提供条件は総務大臣の認可制にかからしめられておりまして、料金が原価に照らし妥当なものであること、義務再送信の役務の提供のみについて契約を締結することができること、そして責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること、不当な差別的取扱いをするものでないこと、といった点をこの認可制のもとで審査することとされております。

他方、実態でございますが、この義務再送信制度は一度も発動されたことはございません。受信障害区域の指定を総務大臣がまずすることとされてございますが、この指定が一度もなされたことがないというのがこれまでのところでございます。

他方で、こうした制度があることが、事業者の方々による自律的な取組を促してきた面があるという指摘が、ヒアリングにおきましてもケーブルテレビ連盟からお聞かせていただいているところでございます。

論点でございますが、引き続き難視聴解消等に有効な制度と考えられますため、義務再送信制度は存続する方向で検討してはどうか。実績のない受信障害区域の指定手続の簡素化、諸外国におけるマストキャリー制度など、義務再送信制度のあり方を検討してはどうか。また、有線の役務利用放送による再送信についてはどのように考えるべきかという点について、ご審議をいただければと思います。

ご参考までに、14ページにお進みいただきまして、諸外国の義務再送信制度の概要をお示ししてございます。ケーブル事業者に対しまして、米国では通信法に基づいて区域内の送信義務がございますし、地上テレビ局がアナログ停波した日から3年間、ケーブル事業者に対して何らかの措置をとることを要求する規定もございます。

英国におきましても、2003年通信法によりまして、OFCOMは指令を定めて、伝送事業者に対しましてデジタル公共サービス放送の再送信の義務付けを行うことができるとされておまして、この伝送事業者にケーブル事業者も含まれることとされておますが、現時点におきまして指令による義務付けが発動された例はございません。その点では日本と類似でございます。

フランスでは、公共放送並びにTV5について義務再送信に係る規定がございます。また、無料の地上放送の編集者から衛星ケーブルの配信者に再送信の要求がされたとき、公平、合理的かつ妥当で非差別的条件でその要求に応じなければならないといった規律がございます。

ドイツにおきましても、公共放送のための伝送容量を確保しなければならないといった規律があり、韓国も、KBS、EBSの放送を同時に再送信しなければならないという規律がケーブルと衛星にかかっております。

恐縮でございます。お進みいただきまして、16ページ、再送信の裁定に関する制度について概要と論点をお示ししてございます。まず、この制度の対象者でございますが、有線テレビジ

ン放送事業者でございます。施設について許可を受けておられるかどうかにはかかりません。有線テレビジョン放送事業者は、まず同意を得ることが大原則としてございます。

そして、この同意が得られないとき、総務大臣の裁定を申請することができるという規定が有線テレビジョン放送法13条3項にございます。総務大臣は、同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除いて、同意をすべき旨の裁定をするものとする、という規定がございます。

こうした規定は有線テレビジョン放送法施行当時にはございませんでした。4つ目の「○」で、昨年3月の研究会の最終取りまとめの一部を抜粋してございます。施行当時はございませんでしたが、区域外再送信や自主放送を行う有線テレビジョン放送事業者の方々が増加される中で、再送信同意が拒否される事例も増えてきたことを受けて、昭和61年にそれまでのあっせんの制度を改めて、大臣が裁定を行うこととする制度が導入されたわけでございます。

5つ目の「○」でございしますが、この区域外再送信につきましては、以来様々な実績がございします。裁定の行政処分が行われた事例につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

そして論点でございしますが、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について、この裁定制度には一定の政策的意義があるのではないかと。区域外再送信や制度改正の経緯に加えまして、既に多くの当事者間の協議が多数進行中であるという現状も考慮する必要があるのではないかと。今後、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとして、有線の役務利用放送も一定の役割を果たしていくのではないかと。現行制度に加えまして、より簡便な紛争処理制度といたしまして、例えばあっせん等の制度を追加的に、この裁定とともに、裁定のほかに導入することも考えられるのではないかと、という点についてご検討いただければと思っております。

17ページは、区域外再送信の概要をお示ししておりますが、ここの説明はスキップをさせていただきます。

18ページに、昨年4月に、再送信の裁定に際しまして正当な理由があるかないかの審査に関するガイドラインを策定してございますので、その概要をお示ししてございます。この点の説明につきましては詳細を省略させていただきます。

19ページに、過去の裁定の事例を掲載させていただいております。5件裁定の申請があり、最後の申請につきましては、途中で申請が取り下げられておりますので、4件の裁定がなされております。たまたまでございますが、この裁定の申請をされた方は、施設について許可を受けておられる有線テレビジョン放送事業者の方々でございました。

資料5の説明につきましては以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、委員の皆様、ご意見、ご質問等をちょうだいできればと思っておりますが、いかがでございましょうか。

長田委員、お願いします。

【長田専門委員】 2011年の地上放送デジタル化のところをいろいろ考えていきますと、有線テレビジョン放送が果たす役割は非常に大きいのではないかと考えています。特に難視聴地

域の問題と、現在もケーブルで視聴している方々の中で、デジタル化ではなく、デジタルをアナログに変換してそのまま見続けたいという要求というか、そうせざるを得ない場合もあり、そういうものにどうこたえていってもらえるのかを考えますと、ある程度、今までと同じ規律のようなものがあつたほうがいいのではないかと思います。意見です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

【舟田専門委員】 今のご意見の根拠付けといいますか、資料5の6ページなのですが、2の論点、役務利用によって有テレを行うことが可能になっている現状においても、有テレ放送施設は地域的独占の傾向に陥りやすいと言えるかということなのですが、私は前半のことをよく理解できていないのかもしれませんが、ケーブルテレビ会社と契約している多くの視聴者は、再送信を含めてケーブルの線から見ていると思うのです。ですから、いわば、例えばその地域で6割の人しか契約していないとしても、その6割の人はほとんどはテレビをそのケーブルを通じて見ているということになるのではないかなと思います。

そうではなくて、ケーブル以外に例えばパソコンで見えていますよというのものもあるかもしれませんが、それがどれぐらい普遍的か。私は有テレについては従来のような意味で地域的独占、あるいはいったん契約した者がそれを見ざるを得ない、とらわれてしまうということを考えているのですけれども、最近、何か違う現象があるということですか。

私も、先ほどの説明で、従来は有テレ事業者であった者が役務利用放送事業者に移行した事例を紹介されてぎょっとしましたけれども、これは名前の違いであって、実体はあまり変わっていないように思うのですけれども、その辺の実体の違いがあるかどうか、お聞かせ願えればと思います。

【長谷部主査】 よろしくをお願いします。

【平口地域放送課長】 委員限りの2ページを見ていただきたいと思うのですけれども、秋本企画官のご説明でもありましたけれども、この表の黒い太線の上のほうが従来方式ということで、今あるRFと言われている有テレと同じような信号で伝送する方式です。ですから、これが基本的に以前の有テレ事業者だと思います。この赤抜きのところが、以前有テレ事業者だったものが、定義によりまして、5km以上の通信回線を利用したら役務事業者になるということになっていきますけれども、実体上はそんなに変わらないと思います。

あと、この黒い太線の下のほうが、パソコンとかのIPマルチキャストを使って放送している事業者ですけれども、加入世帯数を見ていただきますと非常に少ない状況にあります。

現状は以上です。

【秋本融合戦略企画官】 実体が変わらないとして、役務利用法の参入規制である登録で確保できるものであれば、許可制の緩和を考えてもいいのかどうかという点もあわせて伺いたいと思っております。ご審議、ご検討をお願いできればということでございます。

【長谷部主査】 まず舟田委員、お願いできますか。

【舟田専門委員】 許可制を登録制にする、つまり規制緩和ですけれども、どれほど意味があるかですね。もちろん現在では地域独占条項は廃止されていますから、一つの地域に2事業者が

入ることはできるわけですが、実際上は、そうってから10年以上たちますけれども、一つの地域に2つの事業者がサービス提供する例はあまりないと聞いていますし、そういう意味では、許可制かそれとも登録制かということであれば、どちらでもいいといたしますか、議論の実益はないのではないかなという気がいたします。

むしろそれよりは、どれだけ、先ほどご紹介がありましたように、一つの地域ですべての世帯に張ることを強制するかとか、あるいは6ページの下にあるような規制を続けるか、そっちのほうの問題としては大きいような、直感ですけども、気がいたします。

【長谷部主査】 根岸委員、お願いできますか。

【根岸臨時委員】 6ページの論点の一番上のところですが、こういうことを考える場合に、独占かどうかというのは、いわゆる有線テレビ放送でそういうものだけを考えるんですかね。そういう疑問があります。

この論点の書き方は、そういうものに一応限定して、別の方法もあるからと言われているんですけども、しかし、一般的に我々が見ているのは普通テレビで見ているわけです。そういうのとどういふふうにこれを考えるのかということがちょっと私にはわからないところがあります。ですから、今のところまだ十分検討が足りませんし、直感でありますけれども、もともとそうなのかという、そういう問題を多少考えるわけですが、それは一つの論点であります。

それから、地域独占であることがやはり許可制と結びついてたというか、そういうものなのではないかと思うのですが、特定のものがそういう独占的なことをやるのだから、許可制だと。だけど、そうでないということになってきたら、参入の許可制はやめて登録制とか、そうしたほうが参入が容易になる。そういう趣旨であると理解いたしました。

そして、地域独占というか、そういうものは先ほどお話ございましたように、公益事業特権と今まで結びついてたという過去の経緯がありますが、それはご紹介いただきましたように電気通信事業法でもそれが問題になって、許可、登録とか、届出、こうなったときにこういう事業特権がどうなるかという心配がもちろんあったわけですが、それに対する、実際はどうなっているか分かりませんが、8ページに書かれているような手当てがなされたということなので、こちらの場合にも、同じように必要なものは必要なので、別に許可制だから、そうではないからというのではなくて、この場合は認定電気通信事業と書いてありますが、そのようなものに準じて考えることになって、公益事業特権が許可制ではなくなったからといって、なくなるということではないということを多分示されていると思います。

それから、義務再送信というか、再送信のところなのですが、私も別のところでこれにかかわった経験があって、まだ十分に私もわかっていないのですが、確かに難視聴というのはよくわかるわけなんです。ここに難視聴等と書いてある。等というのは一体何なのかよくわかりませんが、難視聴対策としてこれを利用する、これは明らかに合理的だというか、こういう放送サービスに接することができないというなら、これは至上命題であって、それはやらなければならないと思いますが、そうでない場合に、いわゆる裁定制度というのがあって、これがもともとどういふことでこうなったのかということもいろいろもちろん説明いただきましたし、この経緯も

説明いただいて私なりに納得はしているのですが、でも、あるべき姿としてこういうものがどうなのかというのが、依然として十分に私の頭の中では解消されていません。

しかし、そうはいつでも、ずっとこれまで歴史的経緯があるわけですから、それを突然どうするということはもちろん問題があるかもしれませんが、しかし、これは本来どうあるべきかというのは検討する必要があるのではないかと今のところ思っております。以上です。

【多賀谷専門委員】 先ほどの許可制を維持するかどうかという話ですけれども、これはその論点のところに書いてありますように、そして今、根岸委員がおっしゃったように、有線テレビジョン放送制度だけを考えるとというのはすべきではない。現実にはそこにおいて、役務利用放送の形でのサービスが参入可能であるということを考えなければいけない。

その場合に、問題点としては、全体としては私は許可制を維持する必要性がどの程度あるのかは、やはり都市部と農村部では話がだいぶ違うだろうと。基本的に都市部においては競争状態になっているといいますか、有線施設、それから役務利用は複線的に提供される可能性があるわけですから、そこにおいては完全に競争の仕組みにしていってほしいけれども、農村部においてその仕組みをそのまま通していくと、農村部の都市といいますか、農村部の人口が密なところだけに事業者が入ってくる可能性がありますので、それをどう考えるかということだけが観点ですけれども、それを除けば、全体として許可制を全国的に維持する必要性は必ずしもないのではないかという気がします。

義務再送信についても根岸委員がおっしゃって、一つだけお聞きしたいのですけれども、有線法13条で義務再送信をすることができる、義務再送信を義務付けられている放送とは。13条で言うと、放送法2条の2号の5の放送は一応物理的な放送形態でもって定義をしているわけですけれども、義務再送信する放送は何を指すのかということを確認したいのです。

というのは、ヨーロッパやほかの国の制度を見ると、公共放送とか、あるいは一定の、フランスのように具体的な放送局名を定義しているので、日本の場合それはどうなのか。要するに地上波の放送だけなのか、衛星は含むのか、あるいはそれ以外の放送も含むのかを確認したいのです。

【長谷部主査】 これは制度的な問題ですので、お願いできますか。

【秋本融合戦略企画官】 放送法の2条の3号の2に規定する放送は、お手元の情報通信法令集にございますとおり、2270ページの下段に規定がございます。放送事業者等電波法の規定によって放送局の免許を受けた者、そして委託放送事業者や協会の行う委託国内放送業務、委託協会国際業務と定義されてございますので、これらの放送事業者、すなわち一般の放送事業、そして委託の放送事業、その放送番組を対象としているものでございます。そのうちのテレビジョン放送でございます。

【長谷部主査】 多賀谷委員の問題提起は、必ずしもすべて必要はないのではないか、あるべき制度としてというようなことですかね。

【多賀谷専門委員】 衛星は入らないわけですか。

【秋本融合戦略企画官】 入らないです。

【長谷部主査】 ここはそれこそ生活必需のチャンネルに限るという制度の在り方も十分考え

られるところでもあるかなとは思いますが、

【菅谷専門委員】 同じ義務再送信制度のページですけれども、論点の一番下に「有線役務利用放送による再送信についてはどのように考えるべきか」とあるのですけれども、これはたしか今、私の記憶が正しければ、区域外の地上波の再送信は認められているような気がしたのですけれども、この論点についてもう少し詳しく説明していただけますか。

【秋本融合戦略企画官】 資料5の12ページをご覧くださいと思いますが、菅谷先生ご指摘のとおり、再送信をする場合に相手方の放送事業者の同意を得なければならないという規律はすべての放送にかかっていますが、義務再送信の対象となる放送事業者は有線テレビジョン放送事業者に限られております。

合理的な理由がない限りは大きくくり化という点も念頭においてございますので、再送信業務を同意が得られれば、他のそれこそ有線の役務利用放送事業者も行える状況下で、難視聴地域におきまして義務再送信の規律を適用するのは、引き続き有線テレビジョン放送事業者でよいのか、有線の役務利用放送事業者も含めて考えるべきなのかという点についてご審議、ご検討をいただければと思って、このように書いたものでございます。

【菅谷専門委員】 これは先ほどのご説明だと、有線テレビジョン放送事業者の中で有線役務利用放送に移った事業者もいるわけですね。ですから、これも事実上両方に適用されているような気もするのですけれども、そうではないのですか。新規事業者については適用すべきかどうかということですね。

【秋本融合戦略企画官】 制度上は、移行して、有線テレビジョン放送事業者ではなく有線の役務利用放送事業者になりますと、有線テレビジョン放送法の13条の1項の規律の対象にはならないことに現行法制ではなります。新たな法体系に移行していくことを考えるときに、そのことが引き続き合理的なのかどうかという問題意識で、このような記述を置かせていただいたものでございます。

【菅谷専門委員】 わかりました。

【多賀谷専門委員】 イコールフットィングではないですね。

【菅谷専門委員】 先ほどからいろいろな委員の方がおっしゃっていますけれども、これからの制度を考えていく場合に、有線と通信ネットワークを利用した有線役務利用放送はいろいろな場面で競合してくることがあるので、なるべくイコールフットィングといいますか、同じ競争の土壌で競争したほうがいいという基本線はあるのではないかなと思います。

【長谷部主査】 イコールフットィングということもありますし、また制度を大きくくり化してしまったときに、本当にみんな押し及ぼしていいのかという問題も他方でもあります。いろいろバランスが必要かなと思います。

申し訳ありません、まだいろいろご意見あるかと思うのですけれども、次の論点へ移ってよろしゅうございますでしょうか。次は資料の6ですが、引き続き事務局からご説明をお願いします。

エ 通信・放送の法体系における技術基準について

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料6をお開きいただきたいと思います。

2 ページに、現在の技術基準の概要を、コンテンツ、伝送サービス、伝送設備というそれぞれ各領域に分けてご説明をさせていただきます。

コンテンツに係る技術基準は、放送の品質の確保、受信端末の安定的な供給の確保等を目的といたしまして、技術基準を定めているところでございまして、他方、放送の種別によりまして根拠法がそれぞれ異なっております。

放送及び受託放送につきましては、電波法で無線局を直接規律しております。有線テレビジョン放送につきましても、有線テレビジョン放送法によりまして有線テレビジョン放送施設を直接規律しております。いわゆるハードを直接規律しているということでございます。他方、役務利用放送につきましては、役務利用放送事業者に係る規律といたしまして、役務利用放送法により規律がなされているところでございます。

伝送サービスに係る技術基準につきましては、その目的は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保でございまして、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにする、役務の品質が適正であるようにする、通信の秘密が侵されないようにする、他の電気通信事業者あるいは利用者の設備を損傷し、障害を与えないようにする、責任分界が明確であるようにする、といった点から規律がなされてございます。

こうした規律は、放送、受託放送、有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送につきましては適用除外とされ、一方、役務利用放送の用に供される電気通信事業については適用の対象となっております。

伝送設備に係る技術基準につきまして、電波法は電波の有効利用、他の無線局との混信防止等を目的としておりますし、有線電気通信法は有線電気通信設備相互の妨害防止、人体への危害防止という観点から規律がなされてございます。

次のページにお進みいただきまして、3 ページは、これらの技術基準をマッピングしてみたものでございます。放送に関する技術基準は、地上放送と受委託放送につきましては電波法に基づいて規律がなされている。電波法に基づいて電波法施行規則、無線設備規則、そして省令の形で、11の放送の種別ごとに放送に関する送信の標準方式が省令化されてございます。

有テレ法につきましては、施行規則が有テレ法に基づいてあり、役務利用放送法につきましては、放送事業者側に、ソフト事業者側に技術基準が課せられているという形になってございまして、下の注書き「※」のところに書いてございますが、役務利用放送法の技術基準は、役務利用放送事業者が電気通信事業者との契約等によって担保するという制度設計となっております。

お進みいただきまして、放送中止事故への対処についてでございます。検討アジェンダで申しますと、7の(3)に当たる部分でございます。5 ページに、最近の地上放送における主な放送中止事故の事例をお示ししてございます。

2年前の5月17日に、NHK（日本放送協会）と民放連殿におきまして、「地上放送関係無線

設備等の安全・信頼性基準ガイドライン」という自主ガイドラインが定められております。なぜこのようなガイドラインが定められたかと申しますと、これ以前も放送中止事故が発生していたことを受けての自主ガイドラインでございます。

その後でございますが、こうした自主ガイドラインの策定後も事故がございます。昨年の4月に局長通達を発出しているところでございますが、その後も事故があるということでございます。

この関係につきまして、制度上どのような規律になっているかということをお示ししますが、6ページでございます。地上放送と受委託放送は技術基準を電波法に依拠してございますので、左から2番目の縦の列がこの地上放送と受委託放送に適用されます。

黄色で網かけをしているところがやや弱い部分でございます。すなわち、設備の損壊又は故障によって役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること、その旨の技術基準に該当する規定がないわけでございます。例外といたしまして、中波ラジオ放送につきましては、無線設備規則第33条の9によりまして、予備電源装置の設置の努力義務という規定はございますが、こうした一部にとどまっているということでございます。

役務の品質につきましては、放送に関する送信の標準方式が11の省令に及んで手厚く定められているところでございます。他方、技術基準適合命令の規定は、電波法には該当する規定はございません。電波法76条第1項に無線局の運用停止命令の規定があるということで、ちょっと飛んで強い規定があるという形になってございます。

それから、役務提供の支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないときの改善命令の規定もないところでございます。

そして、事故があったときの報告をどういう頻度でしていただくかという点についてでございますが、電波法の定めによりまして、電波法施行規則第40条や41条によりまして、放送用の無線局の業務日誌の抄録を半年ごとに総務省地方総合通信局に提出していただくというのが法令上の義務付けでございます。

有線テレビジョン放送につきましても、設備の損壊又は故障によって役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすることについて該当する規定はございません。

それから下に行っていただきまして、業務の停止等の報告の頻度でございますが、故障の発生状況やその原因を含む有線施設の運用状況を年1回報告しなければならないというのが法令上の規律でございます。

この点はあくまで参考でございますが、電気通信事業法の場合はどうなっているかと申しますと、下から申しますと、業務の停止等の報告は、遅滞なく理由又は原因とともに報告しなければならないという規律がございます。設備の損壊又は故障によって役務の提供に著しい支障を及ぼしたときの改善命令の規定、そしてそのもととなるそもそもの技術基準も定めがございますし、技術基準適合命令の規定もございます。

役務の品質につきまして、電気通信事業法の規定を子細に見てまいりますと、品質について、省令まで見てまいりますと、定めがございますのは通話と接続に関する品質の規定があるということございまして、この点は放送に関する技術基準よりもやや薄くなっているところでござい

ます。

7ページにお進みいただきまして、同じことを技術基準違反があった場合の担保措置ということで比較表を作ってみたものでございます。違反した場合の担保措置を軽いものから重いものへと、左から右に並べてございます。軽いものとしたしましては、勧告なり適合命令といったものが考えられます。次に来ますのが停止命令でございます。

そして、免許あるいは登録、許可の取消しという行政処分があり得、また刑事罰で担保することとなっておりますが、放送と受委託放送につきましては、技術基準を電波法に依拠してございますので、勧告適合命令といった軽い処分がない、業務等の停止命令にジャンプする形になってございます。

他の法律におきましては、設備の改善等の勧告あるいは修理等の命令、施設の改善命令、技術基準適合命令といった規定がございますので、この点をどう考えていくのかということでございます。

上の2つ目の「◆」に書いてございますが、仮に技術基準違反が認められる場合であっても、伝送サービスやメディアサービス、通信や放送のように公共性の高い業務に使用されている無線局の運用を停止することはなかなかできないのではないかと。この技術基準に違反した場合の担保措置を多様化し、実効性のある措置が講じられるような制度整備を図っていくべきではないかという点につきまして、ご審議、ご検討をお願いできればと思っております。

以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様から、ご意見あるいはご質問等をちょうだいできればと存じます。

いかがでしょう。事故が現に起こっているということからすると、その方向で検討することがよろしいのではないかとということでしょうか。

長田委員、どうぞ。

【長田専門委員】 放送事故は、多分放送局にとっては結構大変なことなのではないかと思っております。勧告とか命令とかが入らないと改善されない、自主的に、こういう放送事故が起きるような状態の改善をより促す必要があるということなのではないでしょうか。

放送事故は、放送局にとってとても大変なことなのではないかと。だから、己でまず努力をしておられるのではないかと思っていたのですが、そうでもないと理解すべきなのではないでしょうか。

【長谷部主査】 努力はしておられるのだらうと思います。

【長田専門委員】 だから何かプラスするものが必要ということなのではないでしょうか。

【長谷部主査】 自主的な努力だけでは事故はなくなっていないようであるということかなとは思っています。

【多賀谷専門委員】 おっしゃるとおり、今のところ放送局は自主的な努力をされていますけれども、実際にそういう事故が起きた場合といいますか、あるいはこれからチャンネル数が多くなったり、いろいろな衛星を用いるときに、そのときに自主的な努力だけで済むかという話。その点で一つだけ確認したいのですけれども、放送の中でも、伝送サービスが切り分けられている

例としては受託放送サービスがあります。役務利用のほうは電気通信事業法がかかっているからいいのですけれども、衛星の受託放送サービスが何らかの形で放送事故が起きた場合に、その受託放送事業者についてもこういう技術基準と申しますか、あるいは担保措置というのはないのか。

あるいはその場合に、おそらく法的に言えば、委託放送事業者から受託放送事業者に対して責任を問うような仕組みに当然なる可能性もあります。電気通信事業法の場合にはそういうことを想定して、責任の限界みたいな規定があるはずですが、そういう規定は一切ないと理解してよろしいでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 受委託放送につきましても放送法に基づく放送でございまして、技術基準については電波法に依拠してございますので、地上放送と規定の位置付けが異なるものではございません。したがって、6ページにお示ししておりますが、黄色の網かけをしている部分につきましては、受託放送につきましても規定がないところでございます。

それでご回答になっておりますでしょうか。

【多賀谷専門委員】 はい。

【國領専門委員】 資料にないことをお尋ねしたいのですけれども、技術基準を考える上で、だれがどういう手順でそもそも決めるのかということが、特にこれから中間的なものが出てくるようになってくると、大きいポイントなのではないかと思うのですけれども、これはどういう位置付けになってくるのでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 ご質問の趣旨は、技術基準をつくるのがだれかということでしょうか。それとも技術基準をどのプレーヤーに適用すべきなのかというご質問ととらえればよろしいでしょうか。

【國領専門委員】 とりあえずは前者のほうをお尋ねしたいのですけれども。

【秋本融合戦略企画官】 放送につきましては、これまで放送の品質確保、すなわち高齢者の方でもスイッチ1つ、ボタン1つで放送の受信ができることを目的といたしまして、放送に関する送信の標準方式について、放送の種別ごとに技術基準を定めてきております。

このことによって、例えば、あるチャンネルは見られるけれども、別のチャンネルは見られないというようなことはないように、結果、受信端末も安く安定的に提供されるという目的を実現してきていますところではございますが、この送る標準方式、あるいは電波法に基づく混信防止、電波の有効活用という点については規律があるわけではございますが、設備が故障したときに、あるいは損壊したときに役務の提供ができなくなる、そこをどう措置していくかについての規定がないわけではございまして、そこを整備した後、それをどなたに主として守っていただくのかなという議論が出てこようかと思っております。

放送の高齢者まで含めて簡便に受信していただくということで、強制規格、強制基準として国が法令に基づいて省令という形で定めている放送の技術基準が多々あるわけではございます。ですので、国で決めてきているということです。

【大谷専門委員】 いただいた資料の5ページに停波理由が書いてあるわけなのですが、実際には事故の報告義務がそもそも法令で定められていないということで、わからないかもしれない

のですけれども、その直前に平成19年5月に定められている自主ガイドラインにいろいろな措置が記載されていまして、その措置が実際に機能した上での停波だったのか、それともその自主ガイドラインが守られていないことによる停波だったのか、これはわかっていらっしゃるのでしょうか。わからないということであれば、そういうご回答でも結構なのですけれども。

【吉田放送政策課長】 5ページの数値は任意に報告をいただいたデータ、あるいは放送事業者が自ら報道発表等をされたようなデータに基づいて整理させていただいてございまして、平成19年5月のガイドラインの遵守状況との関係については、私どもとしては明確に把握しておりません。

【大谷専門委員】 わかりました。それをクリアにすることによって、逆に放送中止事故を予防していく効果も、もし新たな法制を考えていく上で考えられるということが言えるという、そういう結論が導かれるのかなと思ったのですが、そういうことと理解しても大丈夫でしょうか。

【長谷部主査】 今のところ基礎になる情報がないものですから、何とも判断ができないのかもしれません。

【大谷専門委員】 そうですね。

【秋本融合戦略企画官】 先ほど放送政策課長からもコメントがございましたが、この5ページにまとめておりますのは、放送事業者の方々がこういう事故を起こされて、報道がなされているベースで資料をお作りしてございます。他方で法令上の定めは、先ほどもご紹介しましたとおり電波法施行規則の40条によりまして、6箇月ごとに無線局の業務運営の抄録を提出すればいいということになってございます。

この規定でどうなっているかと申しますと、放送が中止された、中断された時間をこの詳録に書けばいいことございまして、原因分析とか、そういう点についての法令上の規律はないわけでございます。

この5ページの表でも、これはあくまで報道があったベースでまとめてございますので、停波理由がわかっているものもあれば、わかっていないものもあるということございまして、その原因究明という点で、例えば事業法の重大事故報告ですと、理由または原因とともに遅滞なく報告ということございまして、どこにどんな支障があったのか、それによっては技術基準を変えていくという手だてが講じられるわけでございますが、まず報告のところからきちっと制度整備をいたしませんと、果たしてどういう技術基準を整備していくべきなのかという点についての詳細な検討がなかなか難しいという面がございます。

公共的なサービスでもございまして、一定時間止まることによりまして、視聴者、受信者の利益の保護にならないということございまして、どういう制度設計をすべきなのか、どうなのかという点についてご検討いただければと思っているものでございます。

【新美委員】 放送法などはたびたび改正されてきているのですが、これについて手をつけてこなかったというのは、何か積極的な理由があったのでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 放送の制度が電波法と放送法によって規律がなされてきてございまして。設備面では電波法の規律によってございまして、いわゆるネットワークといいますか、伝送サ

ービスとっていいかどうかは別にいたしまして、その面での制度設計をあまり考慮してこなかったという面はあるのかもしれませんが。

【多賀谷専門委員】 要するに、地上波の場合には発射してしまえばそのまま受信機は受けるだけです。まさに無線、電波法で見ればいいわけですが、今後、媒体がいろいろな形態をとる可能性がある。例えば、先ほどの委託・受託のような場合でも、突然映像が映らなくなったのだけど、責任がどっちにあるかわからないようなときに、放っておくと責任のなすり合いになる可能性もあるので、やはりメディアサービスに関する技術基準はつくるべきだろうと思います。

一つお聞きしたいのですが、現在でも媒体が2つになっている有線テレビジョン放送の場合は、多分衛星や何かで無線でやってきて、それを有線テレビジョン放送事業者が受けて今度は有線で送ることになるわけですが、全体の放送サービスが遮断した場合、その責任は、この基準でいえば今の有線部分にだけ技術基準適合命令が及んでいるという、そう理解してよろしいでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 そうです。

【長谷部主査】 いかがでございましょう。すいません、司会の不手際で随分時間が押してしまいましたが、まだもう一つ、資料の説明をお願いしなくてはいけないのですが、資料7の説明をお願いできますでしょうか。

オ 利用者保護規律の在り方

【秋本融合戦略企画官】 簡単にご説明させていただきます。通信・放送分野における利用者保護規律の在り方についてでございます。

1 ページに、国民生活センターの消費生活相談データベースに基づきまして、消費生活相談件数の推移をお示ししてございます。通信、インターネットサービス関連の苦情が多いことがおわかりいただけようかと思いますが、2 けたほど少なくなっておりますけれども、放送関連の苦情も増えてきていることがおわかりいただけようかと思いますが。

2 ページは、字が多くて恐縮でございますけれども、「想定される事例」というタイトルで参考資料をお付けしてございます。こうした事例におきましては、契約約款制度のほかにプラスアルファして説明義務が必要なのではないかというケースでございます。

まず想定事例1でございますが、プロ野球が好きなので衛星放送の契約をしたが、ボクシング番組が多かったと。解約を申し出たところ、解約料が発生すると言われた。約款を確認したところ、スポーツ専門チャンネルとあって、かつては野球番組が多かった。編成上の問題ということで、ボクシング番組が多いからといって明確に契約違反とも言い切れない。解約料についても約款ではっきり書いてあった。何も反論できなかった。ただ、番組内容や解約料といった事項については、厚い約款上に書いてありますというだけで済ませるだけではなく、あらかじめ説明してほしいという事例でございます。

事例2は、有線テレビジョン放送。地デジに対応するためにケーブルテレビに入ってデジタル

化に対応していこうと考えられた視聴者が、50ch見られる標準プランを長期割引料金の4,000円で契約されたが、第2パラグラフでございますけれども、後になって地上デジタル放送のみを見られる月額1,000円プランもあることを知って、変更を申し込んだところ、解約料と変更手数料がかかるという説明を受けた。事前に説明を受けていなかったが、約款に確かにその旨の記載はあるので文句は言えない。もっと説明していただいたほうがよかったのではないかとという事例でございます。

3ページは、利用者保護規律の在り方を、現行の利用者保護規律をお示ししてございまして、通信の分野では、ユニバーサルサービスと指定電気通信設備を使った一定のサービス、そしてプライスキャップ規制のかかる特定電気通信役務については届出規制がございますが、ほかにつきましましては約款規制はないという整理になってございますが、他方で、利用者に対しまして提供条件の説明義務、苦情処理義務がかかってございます。有料放送や有線テレビジョン放送、役務利用放送につきましましては、約款規制はそれぞれございますが、この提供条件の説明義務、苦情処理義務がないところでございます。

また、事業の休廃止に係る規律といたしまして、いずれも行政庁に対しましては事業休廃止する場合には事後の届出となってございますが、電気通信事業法には、利用者に対してあらかじめ事業の休廃止をするという点を周知するという規律がございます。

薄く黄色で網かけをしているところが、この規律がほかの法制に比べて薄いところでございます。

論点といたしまして、想定事例、この前のページで示した事例のような事態を克服していくためには、約款規制に加えまして放送法制におきましても事業法の規定を参考に、有料放送に係る提供条件の説明義務あるいは苦情処理義務に関する規定を整備する方向で検討すべきなのかどうかという点について、ご審議、ご検討をいただければと思っております。

参考までに5ページ、6ページに、電気通信事業法、法律の規定を受けまして省令やガイドラインで、では、どのような事項を説明すべきなのかという点についてお示しをしております。トラブルの多い解約条件についても、説明すべき事項に含めてございます。

3.の最後に、利用者からの申出による契約変更や解除条件をきちんと説明しろとなってございます。また、苦情処理義務につきましても、6ページにおきまして、どういうことをやってはいけないのか、やるべきなのかという点についてガイドラインを規定しているところでございます。

資料7について説明は以上でございます。

【長谷部主査】 以上の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

【長田専門委員】 ぜひ適用させていただきたいということだけを申し上げておきます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

【新美委員】 いろいろな消費者保護に関連する法において、放送とか電気通信が従来適用除外とされていたのは、それぞれの事業法で適切に規制されているからという理由によるところが

大きいものですから、消費者保護に関連する法と肩を並べるような規定を置かないと、問題が出てくるだろうという気がいたします。

電気通信事業法がそれを受けて、こういった消費者保護ルールを築き上げてきたということで、少なくとも最低限これに足並みをそろえることが必要だろうと思います。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

【多賀谷専門委員】 消費者保護ルールという場合、伝送サービスにかかわる消費者保護の話と、これから議論するコンテンツにかかわる消費者保護の話と、両方あるだろうと思います。それぞれに考えていただければ。

要するに、コンテンツのほうは、物でいえばPLみたいな、もともとの提供サービスの品質の問題。伝送サービスの場合には、それを消費者に対して運ぶことの保証の話なので、その両方を分けて検討していただければ。

(3) 次回会合、閉会

【長谷部主査】 きめ細かくというお話ですね。

それでは、こんなところでよろしゅうございましょうか。申し訳ありません。本日、司会の不手際で時間を過ぎてしまいましたが、本日の議題は以上となります。

次回第14回の会合ですが、4月2日（木）午前10時から開催いたしまして、コンテンツ規律に関する審議を行いたいと存じます。

最後に事務局から何かございますでしょうか。

【秋本融合戦略企画官】 開催の場所につきましては、また別途ご連絡申し上げます。以上でございます。

【長谷部主査】 それでは、これをもちまして第13回検討委員会を閉会いたしたいと存じます。本日も貴重なご議論ありがとうございました。

以 上